

処分第 1 号

令和 7 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

この予算については、特に緊急を要するため組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 8 年 3 月 3 日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	処理場費（163k1/日設備電磁流量計、水位計等点検整備）	2,970